

勝浦町観光案内看板リニューアル事業 公募型プロポーザル仕様書

1 事業名称

勝浦町観光案内看板リニューアル事業

2 事業場所

勝浦町大字生名

3 事業目的

道の駅ひなの里かつうらにある観光案内看板について、設置から約15年経過し劣化している。また、道の駅ひなの里かつうらはJA産直市が隣接していることもあり、国内外からの観光・交流拠点となっており、遍路など海外からの訪問者も増加の傾向にある。

しかし現在の観光案内看板は日本語以外の案内に対応しておらず、町内各所の名称や特徴が認知されにくい状況である。

そこで、本事業ではインバウンドに対応した看板へリニューアルすることにより、休憩目的で道の駅に立ち寄った国内外からの訪問者に対して町内名所をPRし観光振興を図ることを目的に、プロポーザル方式により広く提案を求め、優れたデザイン等の提案者を当該工事請負者として選定する。

4 事業工期

契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで

5 業務内容

(1) 設置計画

本業務の目的・主旨を把握した上で、本業務の遂行に必要な資料を収集するとともに、必要な体制やスケジュール等について検討し、業務計画書を作成する。

(2) 観光案内看板の作成

盤面、本体、支柱等を含めた総合的な仕様については、発注者と協議の上決定すること。

ア 規格及び品質

- ① 規格 盤面サイズ 縦150cm×横200cm程度
- ② 品質 防錆・防錆対策を施すなど、長期間の使用に耐えうるものとする。

イ デザイン

- ① 勝浦町を訪れた外国人観光客を含む訪問者に、町内の各名所を分かりやすく案内する内容とすること。
- ② 日本語と英語の案内を表示するとし、英語表記については受注者において翻訳すること。
- ③ 観光施設情報については、発注者が指定するURLのリンク先とした二次元バーコードを掲載すること。

(3) 設置工事等

ア 看板設置工事の施工

① 施工計画書等の提出

設置工事着工前に詳細工程表を含む施工計画書等を作成して本町に提出し、承諾を得ること。

② 設置作業

設置作業は安全対策を十分に行うこと。

③ 竣工書類の提出

受注者は工事終了後速やかに竣工書類を提出することとし、竣工図及び写真を添付又は記載すること。

イ 既存看板（2基）の撤去（廃棄処理含む）

ウ 工事に必要な許認可等の手続（交通規制を行う場合は関係機関との協議及び申請等を行う。）

(4) その他本業務を実施する上で必要な関連業務

6 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書、企画提案書その他関係法令及び通達等を遵守するものとする。

(2) 本業務を進めるにあたって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び勝浦町個人情報保護施行条例の規定に従い、適正に取り扱うこと。

(3) 受注者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないこと。

(4) 工事により設置した構造物にかかる一切の著作権（著作権法第27条、28条に規定する権利を含む）は発注者に譲渡するものとし、発注者及び第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。

(5) 本業務の中で使用する技術等において、すでに第三者が著作権、所有権を有する場合、必要なすべての権利処理は受注者において行うこととし、その経費は契約金額に含むものとする。

(6) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(7) 業務完了後に、受託者の帰すべき理由により、成果物に不備等があった場合には、速やかに必要な補修正等の措置を行い、これにかかる経費については受託者の負担とする。